

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年4月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,132件	4,463件	3,378件 (144件※)	38件 (7件)	7件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（141件→144件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	119件	3件	122件
買ったたき （注5）	3,015件	38件	3,053件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	257件	0件	257件
合計（注6）	3,463件	41件	3,504件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	413件	4件	417件
製造業	815件	1件	816件
情報通信業	429件	3件	432件
運輸業（道路貨物 運送業等）	221件	1件	222件
卸売業	239件	1件	240件
小売業	289件	7件	296件
不動産業	116件	6件	122件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	237件	0件	237件
学校教育・教育支 援業	85件	3件	88件
その他（注8）	534件	12件	546件
合計	3,378件	38件	3,416件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年5月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,267件	4,545件	3,414件 (145件※)	38件 (7件)	7件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（141件→145件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	124件	3件	127件
買ったたき （注5）	3,048件	38件	3,086件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	257件	0件	257件
合計（注6）	3,501件	41件	3,542件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	417件	4件	421件
製造業	824件	1件	825件
情報通信業	435件	3件	438件
運輸業（道路貨物 運送業等）	222件	1件	223件
卸売業	241件	1件	242件
小売業	291件	7件	298件
不動産業	118件	6件	124件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	239件	0件	239件
学校教育・教育支 援業	85件	3件	88件
その他（注8）	542件	12件	554件
合計	3,414件	38件	3,452件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年6月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,350件	4,658件	3,462件 (147件※)	38件 (7件)	7件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（143件→147件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	127件	3件	130件
買ったたき （注5）	3,094件	38件	3,132件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	257件	0件	257件
合計（注6）	3,550件	41件	3,591件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	425件	4件	429件
製造業	828件	1件	829件
情報通信業	445件	3件	448件
運輸業（道路貨物 運送業等）	225件	1件	226件
卸売業	242件	1件	243件
小売業	296件	7件	303件
不動産業	121件	6件	127件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	242件	0件	242件
学校教育・教育支 援業	86件	3件	89件
その他（注8）	552件	12件	564件
合計	3,462件	38件	3,500件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年7月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,378件	4,732件	3,527件 (148件※)	39件 (7件)	7件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（144件→148件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	129件	3件	132件
買ったたき （注5）	3,158件	39件	3,197件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	257件	0件	257件
合計（注6）	3,616件	42件	3,658件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	431件	4件	435件
製造業	844件	1件	845件
情報通信業	457件	3件	460件
運輸業（道路貨物 運送業等）	227件	1件	228件
卸売業	245件	1件	246件
小売業	300件	7件	307件
不動産業	124件	7件	131件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	246件	0件	246件
学校教育・教育支 援業	88件	3件	91件
その他（注8）	565件	12件	577件
合計	3,527件	39件	3,566件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年8月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,415件	4,796件	3,571件 (151件※)	39件 (7件)	8件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（145件→151件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	131件	3件	134件
買ったたき （注5）	3,202件	39件	3,241件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	257件	0件	257件
合計（注6）	3,662件	42件	3,704件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	438件	4件	442件
製造業	852件	1件	853件
情報通信業	466件	3件	469件
運輸業（道路貨物 運送業等）	228件	1件	229件
卸売業	246件	1件	247件
小売業	304件	7件	311件
不動産業	127件	7件	134件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	250件	0件	250件
学校教育・教育支 援業	90件	3件	93件
その他（注8）	570件	12件	582件
合計	3,571件	39件	3,610件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年9月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,524件	4,868件	3,616件 (152件※)	40件 (7件)	8件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（146件→152件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	134件	3件	137件
買ったたき （注5）	3,246件	40件	3,286件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,710件	43件	3,753件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	446件	4件	450件
製造業	863件	1件	864件
情報通信業	471件	3件	474件
運輸業（道路貨物 運送業等）	228件	1件	229件
卸売業	250件	1件	251件
小売業	308件	7件	315件
不動産業	128件	7件	135件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	252件	0件	252件
学校教育・教育支 援業	93件	3件	96件
その他（注8）	577件	13件	590件
合計	3,616件	40件	3,656件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年10月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,732件	4,936件	3,676件 (155件※)	40件 (7件)	8件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（149件→155件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	136件	3件	139件
買ったたき （注5）	3,306件	40件	3,346件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,772件	43件	3,815件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	456件	4件	460件
製造業	873件	1件	874件
情報通信業	479件	3件	482件
運輸業（道路貨物 運送業等）	230件	1件	231件
卸売業	256件	1件	257件
小売業	311件	7件	318件
不動産業	128件	7件	135件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	256件	0件	256件
学校教育・教育支 援業	95件	3件	98件
その他（注8）	592件	13件	605件
合計	3,676件	40件	3,716件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年11月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,884件	5,013件	3,710件 (155件※)	40件 (7件)	8件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（149件→155件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	137件	3件	140件
買ったたき （注5）	3,340件	40件	3,380件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,807件	43件	3,850件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	462件	4件	466件
製造業	882件	1件	883件
情報通信業	487件	3件	490件
運輸業（道路貨物 運送業等）	231件	1件	232件
卸売業	256件	1件	257件
小売業	311件	7件	318件
不動産業	130件	7件	137件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	257件	0件	257件
学校教育・教育支 援業	96件	3件	99件
その他（注8）	598件	13件	611件
合計	3,710件	40件	3,750件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。



# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年12月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
9,981件	5,110件	3,752件 (155件※)	41件 (7件)	8件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（149件→155件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	139件	3件	142件
買ったたき （注5）	3,382件	41件	3,423件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,851件	44件	3,895件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	469件	4件	473件
製造業	894件	1件	895件
情報通信業	497件	4件	501件
運輸業（道路貨物 運送業等）	232件	1件	233件
卸売業	259件	1件	260件
小売業	311件	7件	318件
不動産業	132件	7件	139件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	257件	0件	257件
学校教育・教育支 援業	97件	3件	100件
その他（注8）	604件	13件	617件
合計	3,752件	41件	3,793件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成30年1月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
10,045件	5,184件	3,828件 (158件※)	41件 (7件)	10件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（151件→158件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	145件	3件	148件
買ったたき （注5）	3,456件	41件	3,497件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,931件	44件	3,975件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	485件	4件	489件
製造業	911件	1件	912件
情報通信業	503件	4件	507件
運輸業（道路貨物 運送業等）	234件	1件	235件
卸売業	265件	1件	266件
小売業	316件	7件	323件
不動産業	133件	7件	140件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	264件	0件	264件
学校教育・教育支 援業	100件	3件	103件
その他（注8）	617件	13件	630件
合計	3,828件	41件	3,869件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成30年2月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
10,078件	5,297件※	3,879件 （160件※）	43件 （8件）	10件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（5,235件→5,297件、153件→160件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	147件	3件	150件
買ったたき （注5）	3,506件	43件	3,549件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	3,983件	46件	4,029件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	497件	4件	501件
製造業	917件	1件	918件
情報通信業	505件	4件	509件
運輸業（道路貨物 運送業等）	236件	1件	237件
卸売業	267件	1件	268件
小売業	320件	8件	328件
不動産業	136件	8件	144件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	268件	0件	268件
学校教育・教育支 援業	103件	3件	106件
その他（注8）	630件	13件	643件
合計	3,879件	43件	3,922件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成30年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
10,136件	5,357件	3,977件 （161件※）	43件 （8件）	10件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（154件→161件、令和3年9月24日）。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	152件	3件	155件
買ったたき （注5）	3,603件	43件	3,646件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計（注6）	4,085件	46件	4,131件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	524件	4件	528件
製造業	936件	1件	937件
情報通信業	523件	4件	527件
運輸業（道路貨物 運送業等）	239件	1件	240件
卸売業	278件	1件	279件
小売業	323件	8件	331件
不動産業	136件	8件	144件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	273件	0件	273件
学校教育・教育支 援業	106件	3件	109件
その他（注8）	639件	13件	652件
合計	3,977件	43件	4,020件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。